

「議会による行政評価」の見直しについて

(2024. 4. 10 現在)

1 現在の評価手法等について

(1) 令和5年度の議会による行政評価の際に執行機関側から提示された資料

- ・基本目標評価シート（107P）、年度戦略（小戦略）評価シート（198P）、別冊データ集

(2) 課題の認識と改善の方向性、検討事項

①課題の認識

- ・執行機関側は、評価シートの作成にあたり、主に下から上に積み上げている。年度戦略(小戦略)評価シートをまとめてから、基本目標評価シートを調整している
- ・議会は、説明も評価も上から下へ説明を聞き、評価している。評価の仕方が違っている
- ・基本目標と年度戦略の評価シートにおいて、取組や成果の記載内容に重複が多い。
- ・「取組の成果」の記載はあるが、「達成度」を評価する視点での記載が少なく、結果として、基本目標の達成度をどのように捉えているか、わかりにくい。
- ・年度戦略(小戦略)は、毎年度調整されている。前年度を評価するとき、現年度の年度戦略(小戦略)は既に新たな形で設定されており、小戦略単位で提言することには一考の余地がある。また、毎年度調整されていることから、計画期間内をとおしての評価はできない。

②改善の方向性

- ・森の議論を重視する →執行機関と共有

③検討事項

【議会側】

- ・評価シートから、妥当性・方向性・貢献度について評価する方向で検討
- ・主に、選択、集中、重点化の視点から提言につなげる方向で検討

【執行機関側】

- ・森の議論になるよう基本目標評価シートの記述内容を見直す
- ・計画期間の一貫した評価軸として「達成度」を位置づけ、何がどこまで達成できているのか、何故できていないのか、執行機関側の評価を記載する方向で検討
- ・評価シートの項目イメージは、次の3つの視点で検討
 - 総括、●取り組みと評価、●課題認識と方向性

(3) 上記(2)の内、取り組みと成果の評価はどうあるべきか。特に成果の捉え方は

①課題の認識

- ・基本目標ごと「進捗状況確認指標、重要業績評価指標（KPI）」を設定しているが、取り組みが必ずしも指標の数字の向上に結びつくものではない。

②改善の方向性

- ・「達成度」の評価の視点を執行機関側と議会側が共有する必要がある。

③検討事項

【議会側】

- ・数字の評価は、傾向をつかむにとどめ、取り組みの内容、方向性を評価する

【執行機関側】

- ・基本目標を下から評価していけば、上の評価につながる。一方で指標の数字との整合性があってこない部分がある。ある程度分解しながら達成度を見る方向で調整する

(4) 評価シートのページが膨大となっているが、このままで良いか

①課題の認識

- ・執行機関側は評価シートの調整に相当な労力を費やしているのでは？
- ・膨大な資料のため、議会による行政評価ステップ1の説明（2日間）のみでは不十分
- ・議会側も、全ての基本目標を評価するには、現状の行政評価の日程では困難
- ・〔再掲〕年度戦略(小戦略)は、毎年度調整されている。前年度を評価するとき、現年度の年度戦略(小戦略)は既に新たな形で設定されており、小戦略単位で提言することには一考の余地がある。また、毎年度調整されていることから、計画期間内をとおしての評価はできない。

②改善の方向性

- ・1年目、4年目は評価を基本目標評価シートへ集約する。2年目、3年目は年度戦略(小戦略)の項目を選択し評価する

③検討事項

【議会側】

- ・上記改善の方向性で進めて良いか

【執行機関側】

- ・執行機関側も上記方向性で、年度戦略(小戦略)評価は、基本目標への「達成度」、「貢献度」や、「進捗状況確認指標、重要業績評価指標（KPI）」への影響等の視点で調整検討

※ただしこの事項は、議会側の方向性と執行機関側の調整の同時進行が重要

2 令和6年度、中期計画から後期計画へ向けての評価手法等について（通任期における4年目）

(1) 前期計画から中期計画へ移行の際の評価の手法

- ・別紙「令和2年度（2020年度）「議会による行政評価」実施要項」 参照

(1) 基本目標の2019年度の成果を評価

- ① 基本目標のねらいと取り巻く状況の認識は妥当か
- ② 取り組みの内容をどう評価するか

(2) 基本計画の見直し年度としての評価

- ① 基本目標の中期に向けた是非（十分か、新しいものがあるか）
- ② 中期へつなげるとき、戦略（考え方）は妥当か
- ③ 進捗状況確認指標は全体からみて有効か

※評価の視点・評価のポイントから抜粋

(2) 中期計画期間の議会による行政評価の実施要項における記載

- ・最終年審査 — 基本目標の見直し年度として評価する。

(3) 評価の対象

①課題の認識

- ・議会側は、現状の行政評価の日程の中で、中期計画の概要評価と後期計画に向けての視点で全ての基本目標を評価することに多くの時間を取られる
- ・年度戦略(小戦略)は、毎年度調整されていることから、計画期間内をとおしての評価はできない。

②改善の方向性

- ・中期計画期間3年間(+3か月)をとおしての評価説明を受け、中期計画の概要評価と後期計画に向けての提言とする
- ・令和5年度の小戦略についての個別評価は行わない

③検討事項

【議会側】

- ・上記改善の方向性で進めて良いか

(4) 執行機関側との調整

①課題の認識

ア 後期計画の議決を、令和6年第4回定例会で行うと想定したスケジュール感を執行機関と調整した上で、行政評価の実施要項に落とし込む必要がある

イ 評価内容と提言内容について

- ・後期計画策定にあたっては、計画の構成、議決事項までの書きぶり等、いいだ未来デザインの根本的な部分で執行機関側と議会とで調整が必要
- ・リニアの開通時期が遅れることがはっきりしたことに伴う計画への影響
- ・社会情勢の変化（特に人口減）に伴う新しい方向性の確認
- ・基本目標の見直し年度として、議会側の評価の視点にあわせた評価シートの見直し
- ・提言内容をどのような形にするかは最終的に議会で判断する。評価シートの調整の過程で判断し、全議員で共有する。

②方向性

ア スケジュール感については、執行機関側とも方向性確認済み

- ・後期計画に向けた方向性がいつ、どのタイミングで示されるか
→ 議会による行政評価の時期に合わせた提示を更に調整する。（ステップ1又は3）
- ・議会による提言と、後期計画の議案審査について、具体的なスケジュールの調整

イ 執行機関側とも方向性確認済み

③検討事項

【議会側】

- ・上記方向性で進めて良いか

【執行機関側】

- ・上記方向性で進めて良いか

(5) 評価手法

①改善の方向性

- ・前述1の(2)、(3)、(4)による

3 改選直後の評価となる令和7年度の評価手法について（通任期における1年目）

(1) 中期計画期間の議会による行政評価の実施要項での記載

- ・初年度審査 — 計画初年度として、基本目標ごとに計画の構成を評価する。

(2) 前期計画から中期計画へ移行の際の評価の手法

- ・別紙「令和3年度（2021年度）「議会による行政評価」実施要項」参照

- ・2020年度の取り組みを評価及び検証すると共に、進捗状況確指標、重要業績評価指標(KPI)における前期4年間の最終目標値と実績値との比較を中心に据えて、改めて前期4年間の評価を行う。
- ・合わせて、昨年行った「前期4年間の取り組みを中期にどうつなげるか」についての評価提言内容を確認し、必要があれば昨年のもに追加して提言を行う。

(3) 令和7年度の評価手法

①課題の認識

- ・改選直後でもあり、いいだ未来デザインや行政評価の全体像を理解する必要がある
- ・令和6年度に中期計画から後期計画へ向けて評価した内容を検証するため、全ての基本目標を扱う必要がある
- ・改めて中期4年間の評価を行なう必要があるのではないか

②改善の方向性

- ・中期計画期間4年間をとおしての実施状況の概要説明を受け、議会が令和6年度に中期計画から後期計画へ向けて評価した内容を検証し、新たな視点があれば今後に向けて提言する
- ・令和6年度の小戦略についての個別評価は行わない

③検討事項

【議会側】

- ・上記改善の方向性で進めて良いか

【執行機関側】

- ・上記方向性で進めて良いか

4 改選後4年間の通任期をとおしての評価

(1) 1年目 上記3のとおり

(2) 2年目

- ①令和2年度の予算決算委員会準備会における課題整理のなかで、「『いいだ未来デザイン 2028』に対する行政評価を4年間のサイクルでどう行うか」についての結論

- ① 初年度審査 — 計画初年度として、基本目標ごとに計画の構成を評価する
- ② 中間期審査(2-3年目) — 委員会構成の変更を踏まえ、戦略・分野別計画の項目を分割し、重複しないよう双方を2年の間に評価する
- ③ 最終年審査 — 基本目標の見直し年度として評価する

②課題の認識

- ・基本目標の評価は、毎年行なわなくても良いのではないか
- ・上記1(2)①課題の認識と同じ

③改善の方向性

- ・小戦略の項目を選択し評価する。ただし2年目、3年目の重複を妨げない
- ・戦略的考え方から見て妥当かを評価する。
- ・下記5の手法による事務事業評価を行なう

④検討事項

【議会側】

- ・上記改善の方向性で進めて良いか

【執行機関側】

- ・上記改善の方向性で進めて良いか

(3) 3年目 基本的には2年目と同じ

①課題の認識

- ・基本目標の評価は、毎年行なわなくても良いのではないか
- ・上記1(2)①課題の認識と同じ
- ・現在は「委員会構成の変更を踏まえ、戦略・分野別計画の項目を分割し、重複しないよう双

方を2年の間に評価する」こととしていたが、議会の委員会構成が変わることから、所管事務調査のテーマなどによっては、重複は避けがたかった

②改善の方向性

- ・小戦略の項目を選択し評価する。ただし2年目、3年目の重複を妨げない
- ・戦略的考え方から見て妥当かを評価する。
- ・下記5の手法による事務事業評価を行なう

③検討事項

【議会側】

- ・上記方向性で進めて良いか

【執行機関側】

- ・上記方向性で進めて良いか

(4) 4年目 上記2のとおり

5 行政評価の手法を用いた政策サイクルについて

①2022（令和4）年度「議会による行政評価」実施要項

事務事業評価については、例えば3常任委員会の所管事務調査に関わりの深い事務事業、基本目標・年度戦略の評価において課題があると思われる項目に関連する事務事業等を選定し、決算審査とは別に評価を行う。これは、事務事業が予算決算に直結しており「議会の政策サイクルを回す」という視点「方向性の妥当性など上から下へ俯瞰する視点」及び「目標達成への貢献度や効果など下から上へ仰視する視点」を重視したいとの考えに基づく。なお、選定しなかった事務事業については、行政評価の対象外とし、決算審査において検討する。

②課題の認識

- ・当初からしばらくの間、議会による行政評価に個別事務事業評価を取り入れたことにより、議員、執行機関、議会事務局の全てで行政評価全体に関わる労力が増大した
- ・行政評価には、いいだ未来デザインを上から下へ見る視点と下から上へ見る視点の両方が必要だが、十数年の取組み経過から、議会とすると鳥瞰的な視点を重視する方向性は確認されている
- ・事務事業進行管理表と「主要な成果説明書」に記載されている事務事業が、予算書、決算書に記載されている事務事業と一致しないため、本来の決算審査、予算審査の目的が果たされていない
- ・「決算審査を次年度の予算の審査に生かす」という政策サイクルの考え方からすると、基本目標の評価と決算審査のみで目的が達成できるかという疑問が残る

③改善の方向性

- ・改選後の2年目と3年目に、行政評価の手法を用いて事務事業評価を行なう
- ・当初予算の補足説明資料「事務事業進行管理表」の記述内容を、基本目標ごと、小戦略に紐付いている事務事業の内容を説明する記述に変更する
- ・前述の内容に変更した現年度に関する当初予算の「事務事業進行管理表」から前年度に関する「主要な成果説明書」を見る視点からの評価を行なう
- ・各常任委員会が所管する基本目標に関わる小戦略に紐付いている事務事業の中から、所管事務調査に関わりの深い事務事業などを選択し評価する
- ・評価の時期は、1年目と4年目と同じ7月に、基本目標、小戦略の実施状況の説明を受けた後に行なう

④検討事項

【議会側】

- ・上記改善の方向性で進めて良いか
- ・評価の内容は、「継続」、「改善」（予算反映有）（予算反映無）、「抜本的な見直し」（廃止を含む）で良いか

【執行機関側】

- ・上記方向性で進めて良いか。特に「・当初予算の補足説明資料「事務事業進行管理表」の記述内容を、基本目標ごと、小戦略に紐付いている事務事業の内容を説明する記述に変更する」ことは可能か検討する（執行機関で検討中）

6 行政評価の対象から分野別計画が欠落していることについて

①課題の認識

- ・予算決算委員会設置の検討段階から、分野別計画の評価に関しては、手法、時期等の課題があった

②方向性

- ・分野別計画の策定時、改定時を捉え、所管事務調査に位置付け調査検討する 別添資料参照
- ・必要に応じ、時期を選んで執行機関側に提案・提言する
- ・分野別計画に関係する個別事務事業への考察等を行い、その視点を持って予算・決算の審査を行う
- ・2年任期の間に一つ以上の分野別計画（分野別計画の一部も可）を所管事務調査とするよう努める
- ・令和5年度における社会文教委員会の取り組みを横展開するイメージで進めてはどうか

③検討事項

【議会側】

- ・上記方向性で進めて良いか
- ・執行機関側から提言・提案に対する回答があった場合、報告を全員協議会で受けることで良いか、また質疑について、後刻「委員会代表質問」などによるか検討が必要

【執行機関側】

- ・上記方向性で進めて良いか
- ・議会側の提案・提言事項に対する回答をどうするか

7 その他

(1) 「戦略バスケット」的な考え方への対応

①課題の認識

- ・1 (2) (3) のとおり、基本目標の方向性・妥当性・貢献度等や「達成度」を評価の中心としたときに、執行機関が複数の部局で対応している基本目標に関する議会側の評価のあり方も再調整が必要となると思われる。
- ・部局横断的な考え方は、広く市民を代表する議会側がより強く持つべき視点では

②改善の方向性

- ・部局横断的な考え方の一次的な共有、検討の場として、今後設置を想定している(仮称)政策会議が機能していけばよいのではないか
- ・(仮称)政策会議では、議会としての課題認識や視点（例えば「財政分析」など）が共有でき、その視点を意識した行政評価となると良いのでは。（会津若松市議会にみられるような取り

組み)

→結果として、議会の基本的な立場を明確に示すことになり、執行機関、市民に向けての説明等においても共感を得やすくなるのではないかと

③検討事項

【議会側】

- ・上記方向性で進めて良いか

【執行機関側】

- ・議会側の方向性を受けての調整

(2) いいだ未来デザイン後期計画の議決事項、審議する組織、審議する定例会

①課題の認識

- ・議決事項は、「基本目標と戦略（考え方）」（◆による記載部分）までで良いか
- ・2 (4) ①イのとおり
- ・審議する組織については、
前期計画は特別委員会に付託し審査（H28 第4回定例会）
中期計画は予算決算委員会に付託し審査（R3 第1回定例会）→ コロナの影響あり
- ・審議する定例会

②改善の方向性

- ・後期計画は予算決算委員会に付託して審議
- ・後期計画は、令和6年第4回定例会での議案審査を想定する。（市長選の影響により、7年第1回定例会となることもあるかもしれない）
- ・上記以外は、随時市側と調整しながら検討

③検討事項

【議会側】

- ・上記方向性で進めて良いか

【執行機関側】

- ・上記方向性で進めて良いか

(3) 議会への報告

- ・計画期間ごと、期間終了後、直近の定例会へ実施状況の報告義務がある
- ・前期計画は、「1 はじめに、2 基本目標の振り返り、3 人口ビジョンの振り返り、4 中期に向けて」について、R3 第2回定例会に報告された
- ・中期計画は、令和7年度第2回定例会での報告が想定される